明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（**財務**六二）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**四二四）　二

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**五四）　三

○著作権法第三十七条の二第二号の聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するための複製が認められる者の指定の件（**同**五五）　五

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一七二三）　六

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**八九三）　六

○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**八九四）　六

○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**八九五～九〇〇）　七

○自動車の装置の型式を指定した件（**同**九〇一～九一六）　七

○道路に関する件（**東北地方整備局**一五八）　八

○平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を改正する件（**近畿地方整備局**二二九）　九

○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う区域の変更をした件（**同**二三〇）　九

○道路に関する件（**九州地方整備局**一四二、一四三）　九

〔国会事項〕　九

内閣　外務省　山口県　愛媛県

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示一）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

保険業法に基づく供託金取戻し、財団、割賦販売法第三十五条の三の六十二で準用する同法第二十四条の規定に基づく許可取消し、建設業の許可の取消処分関係　二

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他　三

省　令

○財務省令第六十二号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十六条第四項及び第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月八日

財務大臣　安住　淳

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百九条の二中「受けるべき障害共済年金の額」を「受ける障害共済年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害共済年金の額とその受ける当該障害基礎年金の額との合算額）」に改める。

第百十四条の七各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号に該当するに至つたことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百十四条の十第四項中「第百十四条の四十二第四項」を「第百十四条の四十二第五項」に改める。

第百十四条の十九各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号に該当するに至つたことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百十四条の四十二第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百十四条の四十二第一項各号を削り、同条第四項中「第一項」及び「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。